

■ 条例改正検討事項に係る課題・論点について(事務局)

【資料4】

(1) 条例改正検討事項に係る意見等

1 議案1から9

検討事項	意見等	課題・論点(事務局)	備考
1. 特商法の一部改正 ①不招請勧誘の禁止(訪問購入)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本弁護士連合会においても積極的に導入を呼びかけるという考え。 ・府規則における「拒絶の意思を明らかに表明したところへの訪問販売禁止」は、条例で規制している自治体もあることから、府としても条例における不当行為としてはどうか。 ・自動車の押し買いなど、条例で対象をもう少し拾えないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法において適用除外されている物品、取引態様について条例において規制対象とすべきか。 ・条例で規制した場合の効力、実効性に問題はないか。 ・適用除外物品や取引態様を規制する場合、何を対象とすべきか。 ・適用除外物品や取引態様を規制対象とした場合の法的課題、問題点等 ・条例により、本来自由な事業活動を規制することによる問題点、影響等 <p>□対象外物品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車(二輪以外)、家具、家電(携行が容易なもの以外)、本、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券 <p>□対象外取引態様 ※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合 ・いわゆる御用聞き取引の場合 ・いわゆる常連取引の場合 ・転居に伴う売却の場合 <p>(参考) 府条例(第16条)及び規則(別表)で「訪問販売」については「拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘」は不当な取引行為として禁止(「訪問販売お断りステッカー」)</p>	
②消費者と事業者間の取引行為の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・特商法改正により押し買い(訪問購入)が規制されることから、条例においても法との整合性を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に「訪問購入」を定義する場合、注意、留意すべき事項等はあるか。(現行条例は業態を区別した規定とはなっていない) 	
③クーリング・オフ期間中の行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ・法が定める対象品目に関しては、意見なし。 ・ただし、自動車など(対象外品目)の対応について検討は必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法の適用除外となる物品、取引態様について条例による規制対象とすべきか。 ・条例で規制した場合の効力、実効性に問題はないか。 ・適用除外物品や取引態様を規制する場合、何を対象とすべきか。 ・条例により規制する場合の法的課題、問題点等の有無 	
2. 消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した消費者教育という1つの大きな項目を立てるべき。 ・法律で、地方自治体に取り組むべき方向性(努力義務)が示されており、検討する必要がある。 ・計画を立てることや、協議会を設置することを検討すべき。 ・自治体としても、地元大学等との連携は非常に重要(自治体が大学等に対して被害防止の啓発等を行うよう促すものとするのが義務付け) ・法を踏まえ、積極的に踏み込んだ形の議論が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例への位置付け(例) 「章」を起し明確にする。 「第〇章 消費者教育」「第〇条 消費者教育」など ・条例にどのような内容を記載すべきか(府等の責務、教育の充実 など) ・条例に教育基本計画に関する事項について規定した場合、地域協議会をどうするか(現審議会の部会として設置、新たに設置 など) 	
3. 消安法の一部改正(財産被害)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例は欠陥商品を前提にというイメージがあり、法改正の内容(財産に関する事故等の事態が追加)にあわせた修正を行う必要がある。 ・特に条例第8条等について改正する方向。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に位置づける場合、注意又は留意すべき事項等はあるか 	
4. 苦情審査委員会の実施規定	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情審査委員会の対応の一環としての事後公表であり、公表については条例において規定する必要がある。ただし、ADRであることから、名前を出すことには一定の配慮が必要。(要件に該当する場合(理由なく調停に欠席する等)に事業者名を公表する等。) ・あっせんにおいても当事者の出席を求めている等、現実と乖離している部分については改正する必要がある。 ・調停とあっせんとを区別する必要性について ・調停、あっせんにおける公表規定等の整備については、今回の議論を踏まえ、深く検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表内容について(現状のとおり、新たな項目を追加 など) ・「あっせん」の際に当事者の出席を求めることについて、「あっせん」は当事者の自主的な意思による解決を主眼としており、委員会が積極的に介入し、委員会として判断する「調停」と区別されている。「調停」同様に強制的色彩を持たせることに問題はないか。 ・上記を踏まえ、「あっせん」においても出席を拒んだ場合、「調停」同様に指名等の公表(現条例第28条第1項第4号)をすべきか。適用した場合の問題点等。 <p>○「調停」と「あっせん」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あっせん」は、当事者に対する交渉の場の設定、調整、説得等、あくまでも当事者の自主的な意思による解決を主眼とするもの ・「調停」は、委員会が積極的に介入し、委員会として判断し解決するもの 	

検討事項	意見等	課題・論点(事務局)	備考
5. 自主行動基準の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・自主行動基準のポリシー、哲学あたりを深掘して論議する必要がある。 ・一定、事業者をいい方向に導く、誘導していく効果はある。 ・基準を設けるといふ行為そのものが一定歯止めにはなるのではないか。 ・基準を設けて拒絶した場合、理由を業者に示さなければならなくなるが、府として問題はないのか。判定基準を設けて、判定するという仕組みは重い。 ・あまり重い仕組みにすることにより、得られるメリット、コストパフォーマンスの観点は議論としてある。 ・良し悪しは、最終的に消費者が判断すると言う仕組みになればという考えもある。 ・届出に際し、苦情が多い、少ないはあまり特段の要件になっていない。 ・今日までの自主行動基準部会での蓄積があるので、それを踏まえて、一定の方向性に結びつけることができれば良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年審議会答申において「事業者の行動を一層消費者志向の高いものとするを通じ消費者利益の増進に重要な役割を果たす手法のひとつであることから、府が、事業者及び事業者団体の自主行動基準策定の取組に協力する」という趣旨で条例に規定。 ・苦情、相談件数等による審査基準を設ける場合、どのような基準とすべきか(一定相談件数以上、相談内容等) ・現在、自主行動基準を定めている事業者の取り扱い 等 	
6. 悪質事業者への勧告・指導の実施に伴う事項(法令と条例の重複)	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の改正から除外する必要はない。検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除外規定の内容(例) 条例第18条に追記「法令に特別の定めがある場合を除き条例により勧告することができる。」など 	
7. 消費者基本計画(委員からの意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政においても目標を立て、達成状況を検証する必要がある。 ・他の自治体でも条例に規定を設けている。府も積極的に取り入れるべき。 ・各府県の基本計画がどのようなスパン、内容であるかの情報が必要。 ・どの程度の施策を網羅しているか。 ・次回以降に向けて、このあたり運用実績のところをわかる範囲で調べてほしい。【資料3】 ・計画を立てれば必然的に、施策の見直しが必要。 ・H17年の条例改正の際、毎年施策概要を取りまとめるということで見送ったもの。計画があれば施策の見直しも行うことになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画を策定する必要性について ・条例に位置づける必要があるのか。位置づける場合、条例にはどのような内容を規定すべきか(方針、施策、計画策定の方法 など) ・基本計画と消費者教育推進計画(策定する場合)の関係はどうすべきか(基本計画の中に消費者教育について盛り込む、各個別の計画として策定する など) 	
8. 条例名称(委員からの意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的に検討する理由は乏しい。 ・価値観の問題である。 ・国レベルではなくしている。 ・行政サイドは、消費者側の立場に立ってほしいという思いもある。スタンスの問題。 ・全委員の意見を聞く。意見分布のようなものがあれば、今後の判断材料になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の条例改正において名称の変更を行う必要があるか。 ・変更する場合はどのような名称とするのか(「保護」を削除 など) <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都消費生活条例 ・埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例 ・佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例 	
9. 集団的消費者被害回復制度の実施に伴う消費者団体との連携(委員からの意見)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、議論なし。 		

2 第1回検討部会で事務局から口頭で説明したもの

検討事項	意見等	課題・論点(事務局)	備考
①訴訟対応の強化	・裁判になった事案にかかる応訴のアドバイス、裁判所への付き添い、法廷での補助	・当事者間の裁判についてはあくまでも民事(行政が介入する必要性) ・訴訟又は応訴に伴う業務については、弁護士の本来業務と考える ・行政の役割としては、消費者に対しては苦情・相談等の一環として訴訟アドバイス等を実施	
②苦情処理のあっせん等	・苦情審査委員会の開催が少ない。苦情審の結果の公表までを条例に明文化すれば同様の事例解決に大きく寄与し、事業者への抑止力にもなる。 ・苦情審査委員会への申告を簡便にし迅速に動けるよう体制づくりを明記できないか。	・公表の条例への規定については「1-4. 苦情審査委員会の実施規定」に同じ ・現条例においては、本来、苦情処理は消費者に近い府(又は市町村)消費生活センターの役割であり、委員会による「あっせん」「調停」は、府(又は市町村)消費生活センターで解決が困難な場合に、それを補完する制度という位置付けとなっている。(府条例逐条解説第25条関係) ・苦情審査委員会の開催及びその運営手続きの簡便化については事務的に検討が可能と考える	
③消費者教育推進計画の策定	・消費者教育推進計画を立て消費者教育推進地域協議会を設置を求める。	・「1-7. 消費者基本計画」に同じ	
④不当な取引行為の防止	・特商法の改正による「訪問買取」についても条例に追加すべき。また、不招請勧誘については、全ての商品を条例の対象とする。	・「1-1. 特商法の一部改正 ①不招請勧誘の禁止(訪問購入)」に同じ	
⑤訪問販売お断りステッカー等	・訪問販売・電話勧誘販売については不招請勧誘禁止とすべき。訪問販売お断りシールの文言にある「悪質な」を削除し、「訪問販売による一切の勧誘をお断り」とし条例に意思表示であることを位置づける。	・現行条例では、不招請勧誘全般を禁止することは条例の範囲を超えるとされている。ただし、拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘は「迷惑を覚えさせるような方法」の一つの例示として不当な取引行為として禁止。 (府条例逐条解説第16条関係)	

3 その他の意見等

検討事項	意見等	課題・論点(事務局)	備考
○訴訟の援助について (吉田委員)	・苦情審のあっせん又は調停を経ることが要件。 ・事業者からの消費者相手に訴えを提起してくる事案が増えており、規定を改正してこれに対応できるようにとの要望があった。 ・神戸市は、審議会で適当と認めたら援助できるという規定となっている。 ・(会長: 法テラスとの関係が重複する。) ・あっせん又は調停で拾い上げる件数が少ない。府でもっと件数を拾い上げるという運用であれば、良いと思う。予算との関係もあると思うが。 ・(会長: 本件も検討したいと思う)	・条例第26条に規定されておる「訴訟資金等の援助」については実績がない ・応訴費用について、新たに規定を設ける場合には、実態やニーズの確認等が必要 ・制度として、日本司法支援センターの「弁護士費用の立て替え」制度がある。(行政との役割分担) ・行政が民事事件の当事者の一方に対して支援することとなるため、厳格な審査が必要。 ・「あっせん」「調停」件数について、委員会の開催及びその運営手続きの簡便化については事務的に検討が可能と考える	